

本件は、2025 年 4 月 9 日公示 調達管理番号 25a00103 の再公示です。

公 示 日：2025 年 11 月 19 日（水）

調達管理番号：25a00773

国 名：ブルキナファソ

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

調 達 件 名：ブルキナファソ国サヘル地域農業・栄養政策アドバイザー業務

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１）担当業務：農業・栄養政策アドバイザー
- （２）格 付：３号
- （３）業務の種類：専門家業務
- （４）全体期間：2025 年 12 月下旬から 2028 年 12 月下旬
- （５）業務人月：約 11.7 人月
- （６）業務日数：

準備・整理業務等 24 日、現地業務 315 日

本業務において現地渡航は最大 7 回、1 回の渡航は 45 日間（最大で 56 日間以内、計 315 日間）の滞在を想定していますが、具体的な業務日程は提案が可能です。最終的な現地業務の実施時期、渡航回数及び各回の滞在日数は、JICA 経済開発部及びブルキナファソ支所と協議の上で決定します。

現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

ブルキナファソ国は、国土面積約 274,000 平方キロメートル、人口約 23 百万人（2023 年）を有する西アフリカのサヘル地域に属する内陸国である。1 人あたり

の国民総所得は、約 850 米ドル（2023 年）と推定され、国民の 41.1%が貧困線以下で生活している。国連開発計画（UNDP）の人間開発報告書（Human Development Report）2023-24 年版によると、ブルキナファソは 193 か国中 185 位に位置付けられている。UNICEF の報告によれば 5 歳未満乳幼児の死亡率は世界ワースト 12 位（2020 年）であり、5 歳未満乳幼児の発育阻害（Stunting）は 41.4%（2000 年）から 21.6%（2021 年）と改善が見られるものの、世界飢餓指数（Global Hunger Index）も 24.5 と 121 国中 96 位と依然として低位にある（IFPRI, 2022）。また、サヘル地域における国々と同様、暴力的過激主義、政府への不信感、コミュニティ間対立の課題を抱えており、2024 年のテロによる死者数は世界 3 位のマリを抜いて 1 位を記録し（Global Terrorism Index 2024, IEP）、国内避難民（IDPs）は 200 万人前後にまで及んでいる（UNHCR, 2023）。

このような状況下、レジリエンスのある成長を目指して、2021 年に採択された第 2 次国家経済社会開発計画（PNDES II）は、ブルキナファソの経済を構造的に改革し、全国民の適切な雇用の創出を開発目標に掲げている。

ブルキナファソにおいて農業が主要産業の一つであり、労働人口の 85%を抱え、GDP の 30%に相当するセクターである。ブルキナファソの農業セクターでは自給農業（ソルガム、キビ、トウモロコシ、米、マメ科植物）と綿花が農地の約 85%を占めている一方、金と綿花が輸出の 80%以上を占めている。不安定な経済構造であるモノカルチャー経済からの脱却に向けて、農作物の多様化を促進することが国家経済の持続可能な発展には不可欠である。更に、農業と食料安全保障は密接にかかわっており、食料安全保障の確保は国民の健康や栄養改善にも寄与するものとして、食料・栄養安全保障国家政策（PNSAN 2014-2025）において、持続的に食料安全保障と良好な栄養状態を確保することを目標としている。

成長、雇用及び開発の原動力として農業部門（農作物の生産・加工）は重要な成長産業として特定されたため、農業・畜産水産資源省（MARAH）は、近代的かつ競争力のある農業を通じて雇用と収入を生み出し、国民全員の食料安全保障を確保することを目指している。この実現のために、農業部門の効率的な管理・運営の主要な手段・ツールの開発や見直しが優先事項となっている。特に、(i)農村開発戦略（SDR）、(ii)国家農村セクタープログラム（PNSR）、(iii)国家灌漑農業持続可能な開発戦略（SNDDAI）、(iv)農業投資法、(v)農業開発基金に関する研究、(vi)国家農業・林業・放牧業、水産業、野生動物投資戦略的プラン（PNIASP）の骨子の見直しにおいて、農業政策の一貫性の確立や効果的な実践の定着を促進するため、国内外の

専門家の協力が必要とされる。

一方、農業生産における解決すべき主な目標として、(i)生態基盤の更なる悪化や気候変動を背景に、国内生産による食糧の需要を確実に満たすこと、(ii)国及び国際レベルで競争が高まる中、農業や農業食品分野における起業・生産から市場へのつながりを発展させること、(iii)不規則かつ不十分な降雨・水資源を巡る紛争を踏まえ、生産用の水の効果的な制御及び効率的な管理を確実に行うこと、(iv)農業に関するリスク及び自然災害に対する強靱性を向上させること、(v)農業分野の研究開発の体制を強化し、研究の成果を活用すること、が含まれる。これらに取り組むため、国内外の専門知識を動員し、世界中で実施されている優れた営農技術を蓄積することが必要とされる。2005年9月以降、日本国政府は専門家の派遣および技術協力プロジェクトによる技術支援を通じて、ブルキナファソ政府実施機関の計画策定、活動実施、各種調整に係る能力強化に貢献した。具体的には、灌漑地区改修計画の策定、農業を通じた栄養改善、SHEPに係る活動等を通じ、専門家が同機関への技術指導を行うことにより、日本の技術や経験を広く浸透させ、農業分野の振興において貢献している。更に、ブルキナファソ政府は気候変動への適応策として食糧安全保障に対する強靱性を高めるべく、日本が有する技術及び経験の共有を要請した。

JICA は課題別事業戦略「平和構築」の下、クラスター事業戦略「サヘル地域の平和と安定」を推進しており、暴力的紛争を発生・再発させない強靱な国・社会づくりを目指し、政府の能力強化、住民から政府に対する信頼醸成、社会・コミュニティの強靱性向上や国際協調の促進を目的としており、本アドバイザーの派遣は同戦略の目的に貢献する。本アドバイザーの派遣は、ブルキナファソの農業・栄養改善分野の政策に係る計画立案、JICA の協力プロジェクトの実施調整等に関する助言を通して MARAH の能力強化を図り、もってブルキナファソの国・社会の強靱性の基盤づくりにも寄与するものである。

3. 期待される成果

本業務における想定する成果は以下の通り。

成果 1) ブルキナファソの農業開発方針に基づいた具体策が検討され、明確化されることにより農業・栄養改善分野の政策が強化される。

成果 2) MARAH の政策立案、実施能力が強化される。

成果 3) 日本及び他ドナーによるブルキナファソを含むサヘル地域に対する農

業・栄養改善分野における協力方針、及びブルキナファソ国とドナーとの連携の方針が検討・提案される。

4. 業務の内容

本業務従事者は、ブルキナファソ国農業・畜産水産資源省（MARAH）をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、ブルキナファソにおける農業（営農および灌漑開発を含む）及び栄養改善分野の現状を整理し、支援ニーズを把握した上で、日本の今後の協力方針を検討する。また、周辺国や日本における農業開発の経験・同国での協力実績を踏まえ、C/P 機関の政策の策定・実施に関する技術的指導・助言を行う。加えて、他ドナーとの会合等に参加し、情報収集・知見共有や連携案の検討を行うことが期待される。具体的担当事項は次のとおりとする。

なお、本案件における渡航対象国は主としてブルキナファソである。他方、近隣サヘル諸国のうち、マリ、ニジェールについても机上調査や遠隔での情報収集を行う事とするが、専門家の現地渡航は想定していない。また、第三国研修等の検討のため、ブルキナファソ以外の国（セネガル等）への渡航を二回程度想定している。

（１）第１回準備業務（2026年１月～2026年２月上旬）

１）情報収集と現状把握、課題分析

- ・ブルキナファソ政府の開発政策やガイドライン、他ドナーの関連分野の協力内容及び既存の JICA の関連事業報告書等を確認し、ブルキナファソの灌漑開発・営農、栄養改善分野の現状と課題を把握する。加えて、サヘル諸国連盟（AES）（ブルキナファソ、マリ、ニジェール）の共通農業政策及び食料安全保障についても情報収集を行い、各分野の振興戦略の強化について検討する。近隣サヘル諸国（マリ、ニジェール）の関連情報は机上調査やブルキナファソ国側 C/P 等へのヒアリング等を通じて遠隔での収集を行う。（成果１）
- ・日本による過去の支援及び実施中の活動の情報収集並びに概要の把握・分析を行う。（成果３）

２）現地業務内容、ワークプランの検討

- ・上記１）の収集情報や分析を基に、現地業務内容について整理する。
- ・ワークプラン案（和文・英文）について JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所及びアフリカ部に共有する。必要に応じて協議の上、適宜修正する。

(2) 現地業務 (2026 年 2 月中旬～2028 年 10 月中旬)

1) ブルキナファソ関係機関の概要把握、関係構築

- ・ MARAH 及び農業・栄養に関するその他の関係省・機関の組織概要に係る情報収集と共に、各機関の関連性を確認する。(成果 1)
- ・ C/P 機関の体制を把握した上で、政策策定と実施に関する能力の向上に資する活動内容を検討、提案する。(成果 2)

2) ワークプランの承認・提出

- ・ 本業務の実施方針、活動計画を適宜更新し、ワークプランを最終化する。
- ・ 現地業務の開始に際し、C/P にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

3) 活動方針の検討

- ・ JICA がブルキナファソ及び周辺国で実施している農業・栄養改善分野の協力案件との連携を検討、提案する。(成果 1, 成果 3)
- ・ 情報収集や分析結果等から特定された課題に対し、必要な活動(過去の協力案件に係るフォローアップ、パイロット活動、各種研修等)を検討、提案する。その際、JICA が他国で行っているアプローチ (SHEP¹、COBSI²、IFNA³) 等の活用も検討する。(成果 1)
- ・ 他ドナーの活動状況を踏まえ、JICA との連携の可能性を検討、提案する。(成果 3)
- ・ 渡航可能地域の制約を踏まえ、効率的な活動につながる現地リソースを検討する。

4) 各分野における活動の実施

① 灌漑開発・営農分野：

- ・ 新規の無償資金協力の円滑な実施に向けて、必要に応じて MARAH の側面支援を行う。(成果 2)
- ・ 今後の協力の方向性の提言を検討すべく、ブルキナファソ側関係者と意見交換を行い、支援ニーズを確認する。(成果 3)
- ・ JICA の他の協力プロジェクトや他の援助機関との連携を図るとともに、本分野における帰国研修員の活動状況を把握し、技術的な助言や支援を

¹ Smallholder Horticulture Empowerment & Promotion (市場志向型農業振興)

² Community-based small-holder irrigation (地域密着型小規模灌漑)

³ Initiative for Food and Nutrition Security in Africa (食と栄養のアフリカ・イニシアチブ)

行う。(成果3)

- ・ブルキナファソでの SHEP や COBSI の普及に向け、C/P 側での取り組み状況の確認を行い、技術的な助言・指導を行う。C/P 機関が主体的に取り組むための体制創りを支援すると共に、これらの普及に係る活動内容・対象地域等の検討を後押しする。また、必要に応じて周辺国で行われている JICA プロジェクトや専門家派遣との連携も検討する。特に SHEP については、セネガル「小規模農家能力強化プロジェクトフェーズ2」のチームがブルキナファソを含むサヘル地域の課題別研修帰国研修員のフォロー等も行っていることから十分にコミュニケーションを取る。(成果2)

② 栄養改善分野：

- ・当該分野における JICA の他の協力プロジェクト及びブルキナファソ周辺サヘル諸国を含む過去の栄養改善分野における帰国研修員の帰国後の活動状況を把握する。加えて、帰国研修員の当該分野の取組みについて必要に応じて技術的な助言や支援を行う。(成果2)
- ・IFNA 事務局やセネガルの IFNA 推進アドバイザーとの連携を図り、JICA 経済開発部が推進する栄養改善分野の活動を支援する。セネガル等における NFA⁴アプリの活用状況の視察のため C/P 機関と共にセネガルの現地視察を行う。(成果2)

5) 今後の協力量針の検討

- ・ブルキナファソをはじめサヘル地域における、今後の農業分野の政策(食料自給達成に向けた営農改善や機械化、灌漑開発等)及び栄養改善分野の政策や活動に関し、助言、提案を行う。(成果1)
- ・自然条件等に配慮し、経験共有ができる国及び作物等を選定し、第三国研修及びその他の南南協力(JICA の広域アドバイザーの派遣等)の骨子の策定を支援する。(これらについては、JICA ブルキナファソ支所や JICA 本部と密に意見交換を行い、前広に関係する第三国の JICA 事務所とも連携をする点留意して進めること。)(成果3)
- ・今後の JICA の技術協力及び資金協力における協働および、Green Climate Fund 等の他ドナー予算による案件形成に向け、有力な連携先候補を特定

⁴ Nutrient Focused Approach (特定の栄養素を含む食品の摂取・生産を推奨するアプローチ)

し、協力量針を検討、提案する。このような他ドナー連携も含め、ブルキナファソの農業・栄養改善分野における今後の JICA の協力量針を検討・提案する。(成果 3)

(3) 各現地業務期間の間での整理／準備業務

- ・月例会を開催（オンラインまたは対面での実施）し、JICA 経済開発部、ブルキナファソ支所及びアフリカ部に対し、随時活動進捗や課題等を共有すると共に、その後の活動計画等について協議する。
- ・次回渡航時の活動方針検討に必要な情報収集を行う。
- ・必要に応じて、現地 C/P や帰国研修員などの活動を遠隔でサポートする。

(4) 最終整理業務（2028 年 10 月中旬～2028 年 12 月）

- ・専門家業務完了報告書（和文・仏文）を JICA 経済開発部に提出し、報告会を開催する。なお、今後の JICA の協力量針は、和文のみに記載すること。

プロポーザルにおいて特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目
1	マリ、ニジェールに対する遠隔調査の実施方法
2	ブルキナファソ国内で行うワークショップの内容と対象者
3	対象国の治安面、予算規模、他ドナーとの連携等の状況を多面的に考慮したうえでの事業成果の精度を上げる方法

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	政策提言を含む農業・栄養分野のアドバイザー業務
対象国及び類似地域	ブルキナファソ国及びサヘル地域
語学の種類	フランス語または英語

5. 報告書・成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」参照。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	全体：業務開始より1カ月以内 各現地業務期間時	JICA 経済開発部	—	日本語	電子データ
			—	仏語	電子データ
		C/P 機関	—	仏語	電子データ
現地業務結果報告書	各現地業務の終了時	JICA 経済開発部	—	日本語	電子データ
			—	仏語	電子データ
		C/P 機関	—	仏語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA 経済開発部	—	日本語	電子データ
			—	仏語	電子データ

(1) ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）等を記載。

(2) 現地業務結果報告書

各現地業務の終了時に作成し、C/P と協働して作成した各種教材や資料等を各次報告書の参考資料として添付。但し、最終渡航時の現地業務結果報告書は(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

(3) 専門家業務完了報告書

農業・栄養改善政策に関する提言を盛り込み、業務完了報告書として提出。

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ 要請書（写）
- ・ 案件概要表
- ・ 関連事業の報告書等（ブルキナファソ国「農業・農村開発政策アドバイザー」業務完了報告書、「灌漑区再活性のための能力強化プロジェクト」各研修の報告書、「灌漑改修及び維持管理強化計画」及び「農業を通じた栄養改善プロジェクト」の協力準備調査の案件概要表の共有。

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2025年12月3日 12時まで
2	評価結果の通知日	2025年12月12日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：黄熱予防接種
- (3) セキュリティ研修の受講：応募する時点で既にセキュリティ研修の受講が完了した状態が望ましい。

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 報酬単価

紛争影響国・地域における報酬単価の加算を適用します。詳しくは、上述 URL を参照ください。

（２） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html> を参照願います。

（３） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（４） 便宜供与内容

- ア） 空港送迎：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ） 宿舎手配：第１次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ） 車両借上げ：あり
- エ） アシスタント兼通訳傭上：あり（フランス語⇔英語）
- オ） 現地日程のアレンジ：第１次現地派業務開始時における C/P との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ） 執務スペースの提供：農業・畜産水産資源省における執務スペース提供

（５） その他留意事項

ブルキナファソ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 25,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日または 60 日を超える場合の遞減は適用しません。

12. 特記事項

（１） 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上
限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間
を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきまして
は、契約交渉の場で確認させていただきます

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の１３％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後 13 ヶ月以降）：契約金額の１３％を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後 25 ヶ月以降）：契約金額の１３％を限度とする

（２）部分払いの設定⁵

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分
払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- １）2025 年度（2026 年 2 月頃）
- ２）2026 年度（2027 年 2 月頃）
- ３）2027 年度（2028 年 2 月頃）

（３）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求
めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせ
て頂きます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ
いては、JICA ブルキナファソ支所などにおいて十分な情報収集を行うと共
に、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作
業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制と
し、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況共に段等について同
事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

加えて、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願い
します。詳細はこちらを参照ください。

[https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.
html](https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html)

⁵ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要が
あります。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。なお、現地渡航時には毎回外務省および弊機構安全管理部による承認手続き（約1か月程度）を経る必要がありますので、この点勘案の上、渡航計画をご検討頂くことになります。
- ⑥公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上